平成２５年（フ）第１０号
愛媛県今治市喜田村２丁目４番12号　東液商事ビル２　102号、前住所神戸市東灘区住吉台５番２―706号、前々住所神戸市東灘区本山中町４丁目12番２号、前々々住所兵庫県宝塚市鶴の荘２番35号
債務者　中嶋真由美
1　決定年月日時　平成25年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２５年（フ）第１１号
愛媛県宇和島市伊吹町甲162番地31
債務者　村田ゆかり
1　決定年月日時　平成25年３月26日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第４２号
福岡県久留米市田主丸町牧1061番地３　コーポベルヴュー301号
債務者　佐藤　　功
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第７６号
福岡県八女市本村425番地33
債務者　的場　秀洋
1　決定年月日時　平成25年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２５年（フ）第８９号
北九州市門司区大里東２丁目10番５―301号
債務者　山下　哲也
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１１４号
北九州市門司区柳原町７番７―401号
債務者　是枝　裕子（旧姓鶴野）
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１３６号
北九州市八幡西区折尾５丁目８番43―201号
債務者　本多　佑丞
1　決定年月日時　平成25年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１３８号
北九州市小倉北区三郎丸３丁目12番27号　ヤングハイツ三郎丸106
債務者　田中由利子こと　金　由利子
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１４３号
北九州市八幡西区塔野３丁目５番６号
債務者　佐藤　美紀
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第７６号
大分市星和台２丁目５番６号
債務者　森田　洋史
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第８２号
大分県津久見市大字千怒2789番地の４
債務者　松下　和基
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第８５号
大分県宇佐市大字長洲3888番地
債務者　河野　正信
1　決定年月日時　平成25年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２４年（フ）第８６号
大分県宇佐市大字長洲3888番地
債務者　河野　小梅
1　決定年月日時　平成25年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第６０号
宮崎市高洲町302番地４　リバーサイド高洲402号
債務者　中村　敏彦
1　決定年月日時　平成25年３月26日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第６１号
宮崎市新城町20番地　ｕｔｓｕｗａ２号
債務者　日高　宏一
1　決定年月日時　平成25年３月26日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第６３号
宮崎市生目台東３丁目20番地１　県営住宅６棟２号
債務者　石田多恵子
1　決定年月日時　平成25年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１０号
宮崎県串間市大字西方8381番地
債務者　中山　智樹
1　決定年月日時　平成25年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係